

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミャンマー	結核対策薬品機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦政府との間の交換公文	結核対策薬品機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	308,000千円 H25.5.31まで	H22.3.31 ネービードーで (同日)	日本側 野川保晶在ミャン マール大使 ミャンマー側 ソー・ター 国家計画・経済開発大臣	H22.4.15 218号
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	302,000千円 H28.12.31まで	H22.9.2 ネービードーで (同日)	日本側 野川保晶在ミヤン マール大使 ミャンマー側 ソー・ター 国家計画・経済開発大臣	H22.9.15 417号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。